

空家等 総合相談

第2木曜日
すまいに関する
相談に応じます



対象：各務原市にお住まいの方、各務原市内に空家を所有される方



管理

利用
活用

登記
手続

相談日：令和7年5月より、
毎月第2木曜日 13～17時
1組40分、6組まで【要予約】

相談方法：電話または対面
相談場所：市民相談室（まちづくり推進課）
相談員：司法書士、建築士、税理士、
宅地建物取引士など



予約
方法

相談日の
**前月1日10時～月末迄に
電話で受付します。**

※5月開催の相談のみ、4月15日（火）10時～予約受付開始
月頭・月末が休日の場合、それぞれ最初又は最終の平日に受付

☎ **058-383-1884** 要予約

お問い合わせ

各務原市役所 市長公室 まちづくり推進課

各務原市那加桜町1丁目69番地（市役所本庁 低層棟2階）

☎ 058-383-1884（受付時間：平日8：30-17：15） ☎ 058-382-7110